

法人ベース・レジストリと制度的課題について

制度・組織横断で共有する項目と 制度的対応の方向性

2023年2月22日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

これまでデジタル臨時行政調査会や経済界要望において、デジタル完結やワンスオンリー（再提出不要）の徹底、データ連携やその基盤となる社会の基本データであるベース・レジストリの構築、法的整理についてご指摘をいただいているところ。

本日議論いただきたい課題：

構造改革のためのデジタル原則における「⑤共通基盤利用原則※」の具体化として、行政機関における法人情報のデータを整備する意義について、認識を共有した上で、**具体的にワンスオンリーを実現でき得るデータ項目、実現に向けた制度**について、2022年8月の作業部会でも議論いただいた法人分野を例に、議論いただきたい。

※⑤-1、⑤-2、⑤-3 関係

これまでの議論や経済界要望

第2回デジタル臨時行政調査会（令和3年12月22日）

（十倉構成員）デジタル手続法が定める**デジタル3原則**について、**継続的活用と関係性**の明確化をお願いしたいと思います。デジタル臨調の下で我が国のDXを一気呵成に進めるためには、デジタル原則、すなわちデジタルファースト、**ワンスオンリー**、コネクテッド・ワンストップの徹底が不可欠であります。法律上の基本原則であることを踏まえ、この3原則を、DXを強力に推し進める大前提として明記することが必要。

（宍戸構成員）官民データの**利活用基盤となるベースレジストリ**について、これまでの目的以外での利用を安定的・継続的に認めるためには、**法令上の根拠を整理・整備すること、データガバナンス体制を構築することが必要**。イノベーションを支えるアカデミアの側からのオープンサイエンスにも貢献する。

第3回デジタル臨時行政調査会（令和4年3月30日）

（高島構成員）該当するもの全てが住所変更届を提出しなければなりません。これは、国の法令でそうなっているのです。自治体の中は住民記録のデータがつながっているので確認できます。しかし、わざわざ法令で届け出させなければいけないとなっている。（略）**1回転入・転居届を提出すれば自動的に役所内部で変えられるようになったら**、各区役所や市役所で市民に書類を書いていただく負担を減らせる。これは**相当利便性が感じられる**。

（十倉構成員）マイナンバーを含む**ベースレジストリの構築と、データ連携による、データドリブンな経済社会の構築が重要な鍵**を握ります。

（金丸構成員）収集された様々なデジタルデータがデータベースに蓄積されます。単に点検や確認の効率化を実現するだけでなく、国としてプラットフォーム化して、**集めたデータを広く活用できる仕組み**としてください。

「行政・中小企業・地域のデジタル化に関する意見・要望」（2020年12月7日、日本商工会議所）より抜粋

政府はデジタル手続法において行政手続におけるデジタルファースト（デジタルで完結）、**ワンスオンリー（再提出不要）**、コネクテッド・ワンストップ（手続のワンストップ化）のデジタル化3原則を設定したが、同法には3原則の例外を各省に認める規定や地方自治体についてはデジタル化を努力義務にとどめる等、3原則が不徹底な部分が残っている。については「**デジタル化3原則を一層徹底し**、行政のデジタル化をこれまで以上に推進されたい。

「Society5.0の扉を開く -デジタル臨時行政調査会に対する提言-」（2022年4月12日、日本経済団体連合会）より抜粋

デジタル庁は、**国・地方公共団体、更には民間を通じた行政手続やデータ連携のトータルデザインを描く**とともに、**連携できないデータの形式や様式、用語を見直す**べきである。

構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

参考

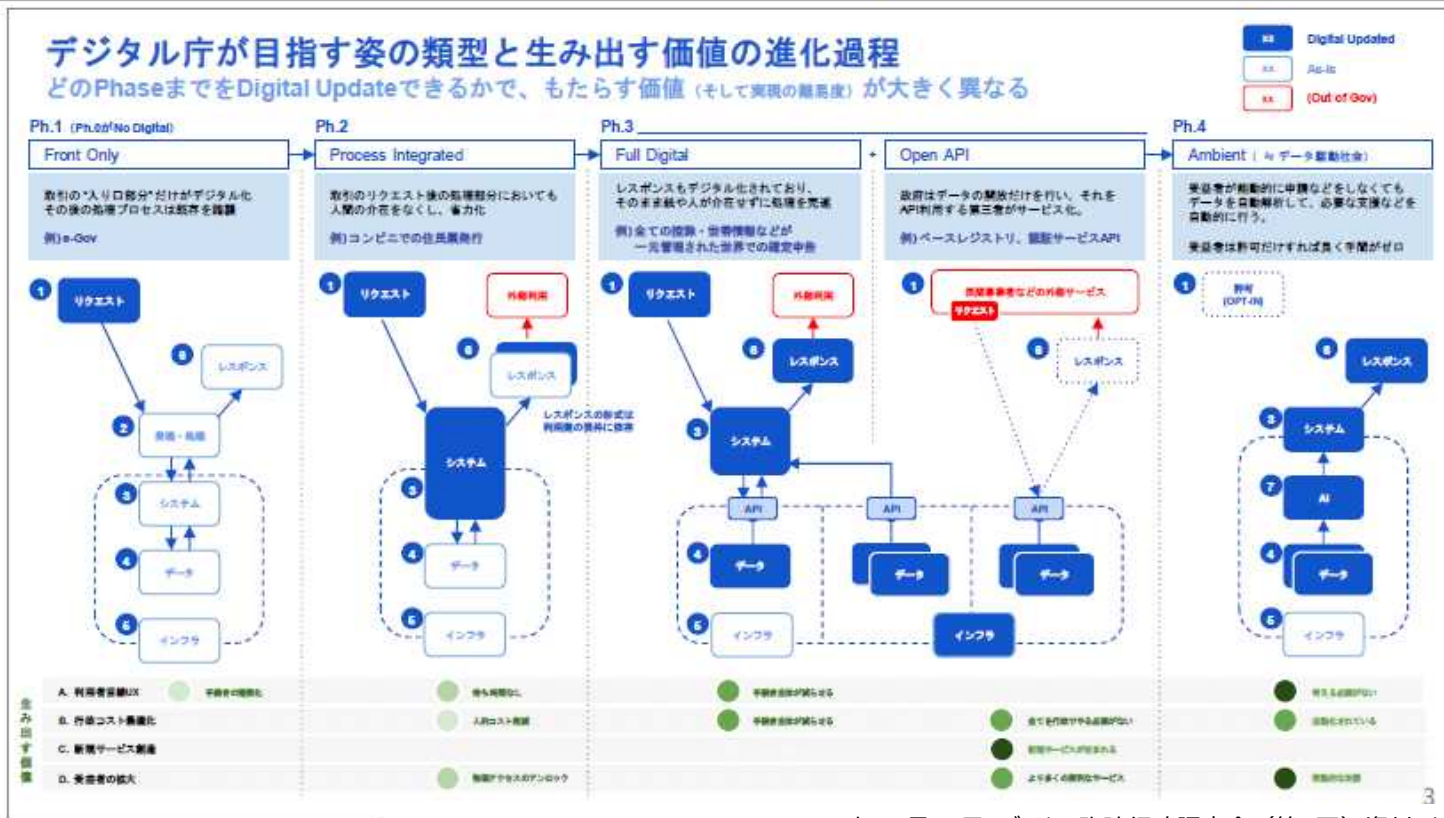
デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

<p>①デジタル完結・自動化原則</p>	<p>①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること</p> <p>①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること</p> <p>①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること</p>
<p>②アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)</p>	<p>②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること</p> <p>②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること</p> <p>②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること</p> <p>②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること</p>
<p>③官民連携原則 (GtoBtoCモデル)</p>	<p>③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC）</p> <p>③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること</p> <p>③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること</p>
<p>④相互運用性確保原則</p>	<p>④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること</p> <p>④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること</p> <p>④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットイングを確保すること</p> <p>④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること</p>
<p>⑤共通基盤利用原則</p>	<p>⑤-1 <u>IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること</u></p> <p>⑤-2 <u>目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること</u></p> <p>⑤-3 <u>標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること</u></p> <p>⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること</p>

行政サービスのデジタル完結に向けて

参考

- 経済界要望には、医療・介護、社会保険、自動車、金融等の手続のデジタル化に関する要望が多く含まれるが、利便性向上のためには、オンライン申請やシステムの一部整備だけでなく、行政サービス全体のデジタル完結を目指すことが必要。
- 作業部会では、行政サービスのデジタル完結に向けた目指すべき姿を議論。今後、デジタル庁全体のプロジェクトと連携して、実装に向けた検討を進める。



各制度における共通項目

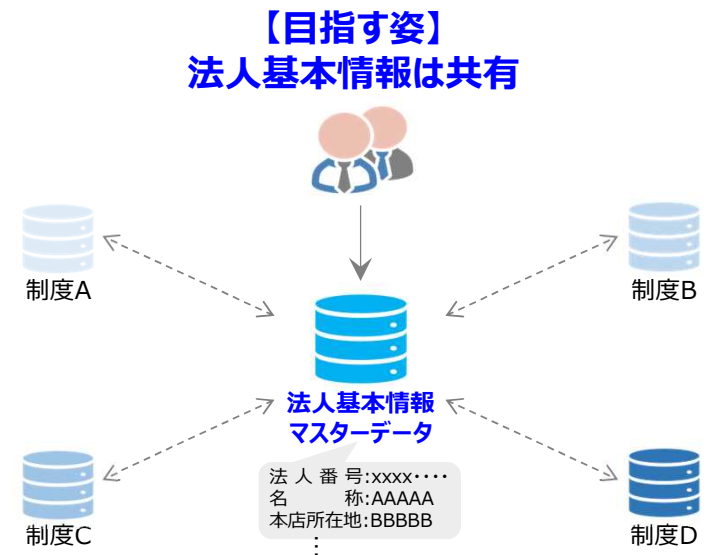
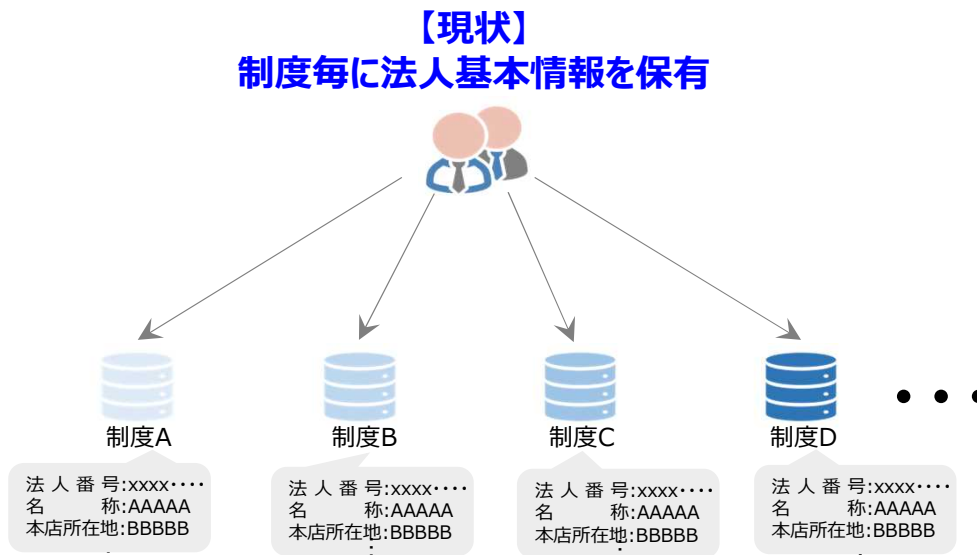
- 制度によって必要な情報が異なる（下図の行が必要な情報、列が個別制度）。
- 事業活動に係るベース・レジストリの整備・利活用にあたっては、まずは制度横断で必要な情報である法人の基本情報（名称・本店所在地・代表者等の法人に関する基本的な情報。以下便宜的に「法人基本情報」という。）から検討していくべきではないか。

			個別手続きで固有					
			法令			予算		
			営業許可	施設管理	その他法令	給付金 (国)	協力金 (自治体)	融資 (政府系機関)
			飲食店の 許認可	電気工作物の 届出	信用保証の 特例	持続化 給付金	自業協力金	特別公庫 貸付
汎用的情報	本人確認情報	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">商業登記 法務省</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人3情報 国税庁</div> </div>	○	○	○	○	○	○
	事業実態 売上Etc.	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">確定申告状況 国税庁</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">売上台帳 民間会計ソフト</div> </div>	-	-	○	○	○	○
	口座	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">口座情報</div>	-	-	-	○	○	-
業界固有	資格	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">食品衛生許可 厚労省</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電気主任技術者 資格 関係団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">許認可証 各行政機関</div> </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">許認可証 各行政機関</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">許認可証 各行政機関</div>
	事業実態 その他			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">売上情報 民間会計ソフト</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電力情報 送電事業者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">売上情報 民間会計ソフト</div>	
手続き固有	その他証明		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安規定 メーカー</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電力情報 送電事業者</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">設備見検書 送電事業者</div>	

2022年8月30日 デジタル臨時行政調査会作業部会（第13回）資料6から抜粋

ベース・レジストリとして 法人基本情報のデータを整備することの意義

- 法人基本情報に係るデータを整備し組織間で共有することにより、各制度・行政手続において**重複する申請／届出の省略 = ワンスオンリー**（再提出不要）の実現や**通知等のデジタル完結の円滑化**が可能。
- また、将来的には制度間のデータの**相互互換性が担保**されることで各データを組み合わせることが容易になり、
 - ① 制度間の情報連携による**災害等の非常時における迅速かつ円滑な対応の実行**
 - ② データを元にした迅速な政策意思決定（= EBPM）がされることによる社会全体の効率化（=データドリブン経済社会の構築やオープンサイエンスへの貢献）
等が可能。
- 加えて、これらのデータの民間利用についても、行政機関が保有するデータの品質が改善することで、許認可事項の確認等が必要な**民間企業同士の取引効率化**にもつながる。投資対効果も踏まえながら、政府全体として検討していく必要。



法人基本情報に係る行政手続の省略／デジタル完結

- 現状、法人基本情報については、登記事項証明書等の添付省略の取組は進んでいるものの、**制度毎の申請／届出は必要**。法人基本情報を各制度間で共有することで、添付省略にとどまらず、申請／届出事項や変更申請／届出の省略等を進めることが可能なのではないか。
- また、申請／届出に限らず、今後は、行政機関側からアクションを起こすプッシュ型支援や通知についても、デジタル完結を目指すにあたって、**相手方法人の最新の宛名情報や連絡先を把握することも必要**。

	項目	税		社会保険	営業許可		支援制度		給付／支援金		統計調査	ログイン 認証
		法人税	地方税	年金	建設業	食品衛生	FIT・FIP 制度	事業再構 築補助金	持続化 給付金	東京都 協力金	事業所母 集団DB	GビズID
法人番号	法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会社法人等番号											
	商号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本店（本店の所在地）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公告する方法											
	会社成立の年月日							○	○			
商業登記	目的	○	○									
	発行可能株式総数											
	発行済株式数・種類											
	資本金の額	○	○		○			○	○	○	○	
	役員に関する事項（代表者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	役員に関する事項（役員）				○		○					
その他	電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	株式保有				○			○				

各手続の対象数、変更手続件数（年間）

- 各制度においては、大きいところで、年10万件以上の法人基本情報の変更手続が行われている。
- 法人基本情報を共有することで、潜在的には、登記統計で判明している年約82万件の変更について、各制度と重複する項目については、手続を省略可能。

項目	税		社会保険	営業許可		支援制度		給付／支援金		ログイン認証
	法人税	地方税	年金	建設業	食品衛生	FIT・FIP制度	事業再構築補助金	持続化給付金	東京都協力金	GiBizID
対象法人数	280万	280万	240万 <small>(事業所数)</small>	40万	20万	13.5万	10万	441万 ^{※3}	7.6万 ^{※4}	87万 ^{※6}
総手続	421万	2,100万 ^{※1}	1.4億	93万 ^{※2}	-	36万	-	441万 ^{※3}	73万 ^{※5}	-
うち、法人基本情報の変更手続 (名称／本店所在地／代表者 ／資本金の額等)	48万	74万 ^{※1}	11万	6万 ^{※2}	-	6.5万	-	-	-	-

「国税庁 令和2年度分会社標本調査」、「厚生労働省 厚生年金保険業態別規模別適用状況調べ（令和3年9月1日現在）」、「平成28年経済センサス」、「資源エネルギー庁 事業計画認定情報公表用ウェブサイト（2022年8月31日時点）」、「事業再構築補助金公募採択結果（第1回～第6回）（応募数）」、「経済産業省 持続化給付金の給付実績（申請件数）」、「東京都 感染拡大防止協力金の支給状況等について（令和4年2月14日時点）の申請受付件数」、「行政手続等の棚卸調査結果（令和3年度調査）」その他実績等よりデジタル庁作成

※1 eLTAXに電子申告・申請のあった件数（R3年度実績）、※2 令和3年度の手続件数、※3 令和2年5月1日～令和3年2月15日 給付実績、

※4 令和3年度実績における申請受付件数の最大値（令和3年4月12日～5月11日）、※5 令和3年4月1日以降の申請受付件数、※6 令和4年12月末時点、

●は、個人事業主または個人事業者を含む数

例えば、東京都所管地域（多摩地域・島しょ地域）の保健所では、「法人名称」、「本店所在地」、「代表者」の変更について、年間5,000件程度の変更届出を処理（R3年度実績）

	商号の変更	本店又は支店の移転	資本金の額の変更	役員（代表者含む）に関する事項の変更	計
2021年	15,489	159,908	36,010	603,751	815,158
2020年	15,535	157,757	34,339	601,118	808,749
2019年	15,887	141,367	34,350	592,593	784,197

登記統計よりデジタル庁作成

各国の状況

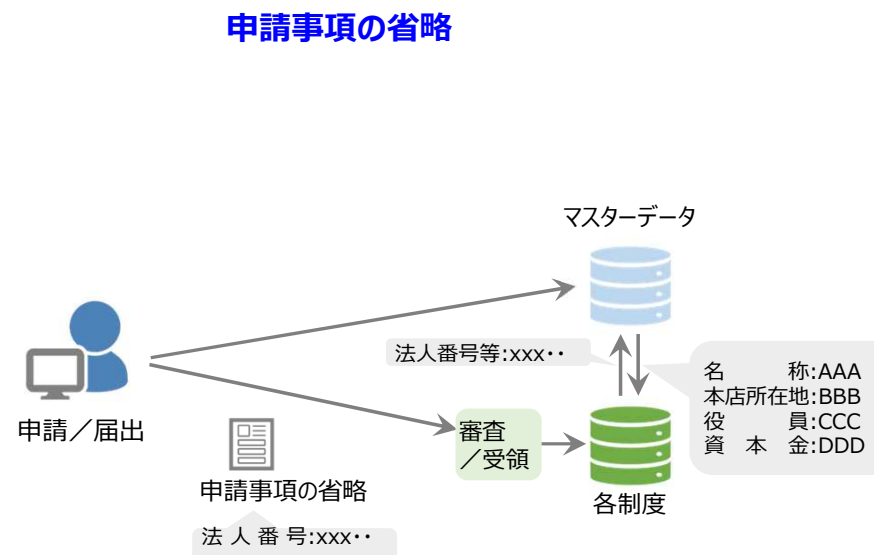
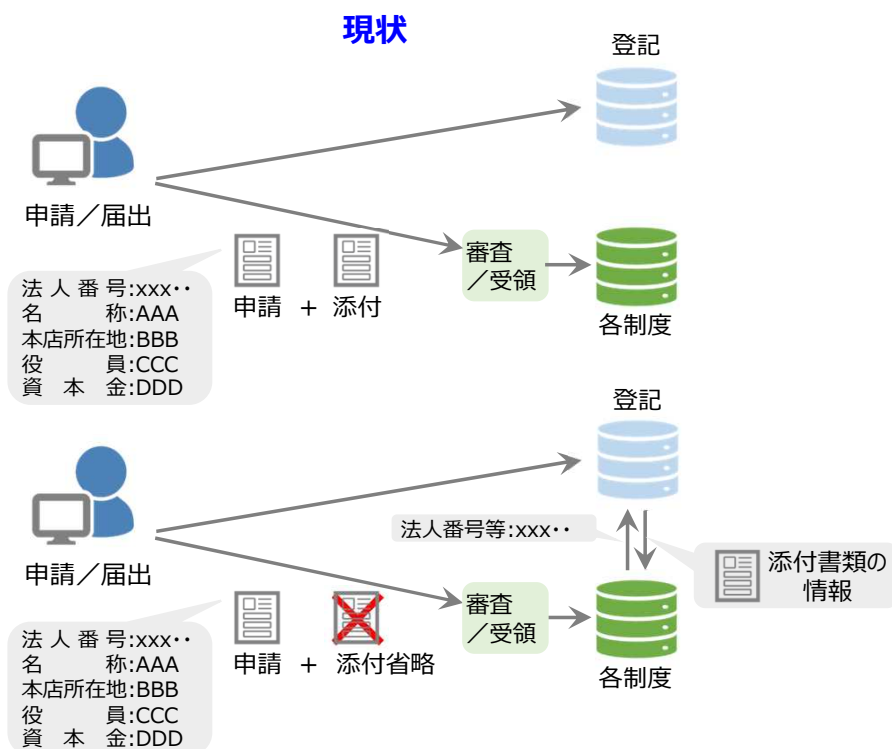
	1. 申請の電子化のみ	2. 添付省略	3. 申請事項／変更申請・届出省略
法人 基本情報の 処理方法	・登記と重複する項目は 制度毎に申請／届出が必要 ・制度毎に申請／届出を行う際、 証憑書類は必要	・登記と重複する項目は制度毎に 申請／届出が必要 ・制度毎に申請／届出を行う際、 証憑書類は不要	・登記と重複する項目は 制度毎に申請／届出が不要
ユーザー体験	・登記所にて名称・住所変更登記後、税、社会保険、営業許可について、 それぞれ変更申請・届出 。登記の証憑書類も添付が必要。	・登記所にて名称・住所変更登記後、税、社会保険、営業許可について、 それぞれ変更申請・届出 。登記の証憑書類も 添付は不要 。	・登記所にて 名称・住所変更登記すれば手続完了
登記	✓	✓	✓
税	申請	✓	
	添付	✓	
社会 保険	申請	✓	
	添付	✓	
許認可	申請	✓	
	添付	✓	
各国の状況	 アメリカ  イギリス  ドイツ  インド	 日本	 フランス  シンガポール  エストニア  中国

各国の経済波及効果（見込み／試算）	
ドイツ	個人・法人のレジストリ全体整備による、行政のデジタル化により効果として、約€63億を試算（2017年） 【内訳】 個人における効果：約€14億、 法人における効果：約€10億 、行政における効果（個人・法人合算）効果：約€39億 Nationaler Normenkontrollrat "Mehr Leistung für Bürger und Unternehmen: Verwaltung digitalisieren. Register modernisieren." (2017年)
フランス	法人向け行政サービス改革による、申請簡素化（申請項／変更申請・届出省略）として、 約€37億 のコスト削減を試算（2015年） 【内訳】 ワンスオンリーによる効果：約€37億、申請のオンライン化：約€1,470万 Pour les particuliers La préfecture et les services de l'État en région Pays de la Loire (prefectures-regions.gouv.fr)

デジタル庁による委託に基づき、ポストン コンサルティング グループが調査（調査時期：2023年1月～2月）

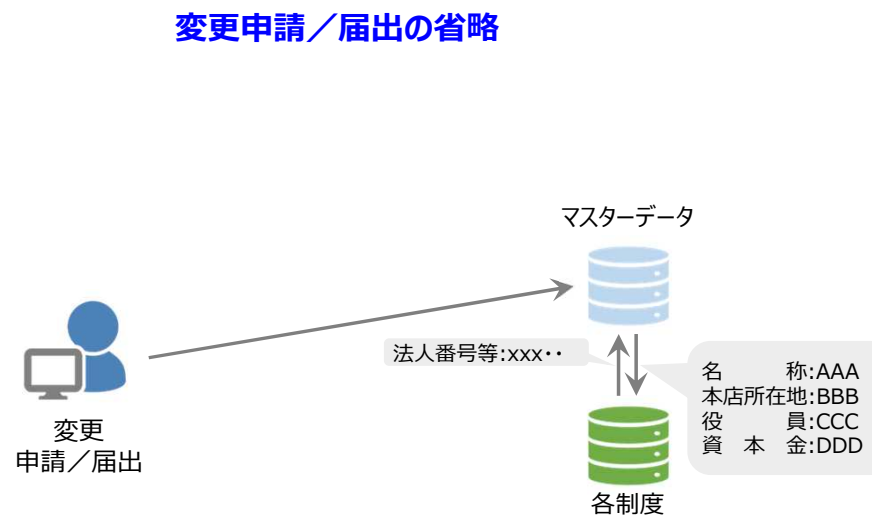
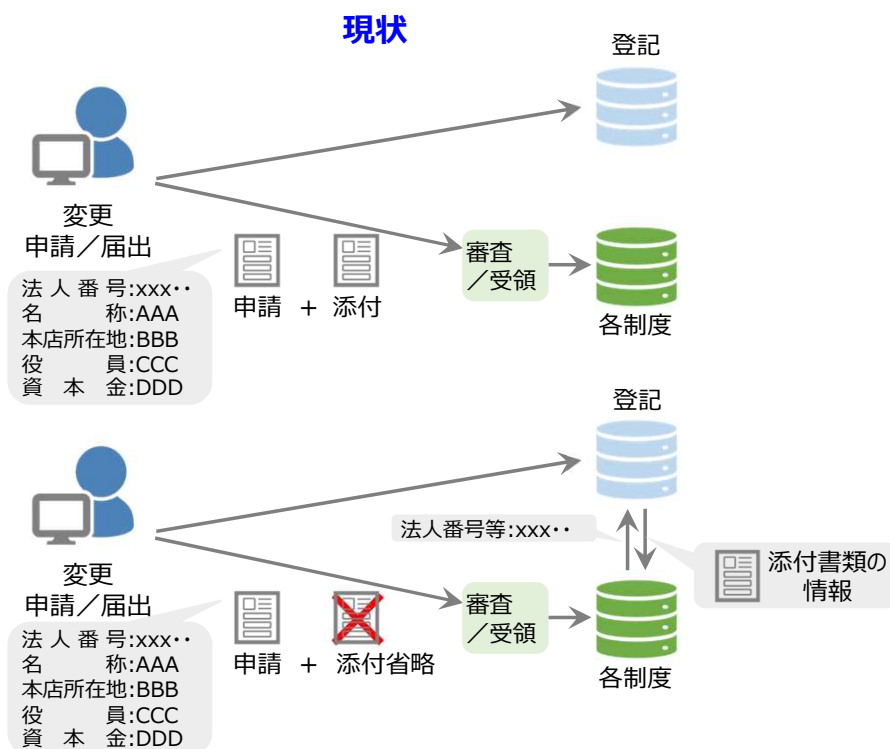
具体的な便益① 申請／届出事項の省略

- 現状は、法人番号に加え、「名称」「本店所在地」「役員」「資本金」等、法人基本情報を申請者が提供。審査／受領側は、申請者の情報と、添付書類やバックオフィス連携した情報とを突合する作業を行っている。
- GビズID等により本人認証がなされた申請については、当該申請と紐付いた法人番号のみを提供することで足りるのではないか（名称、本店所在地、資本金等は、申請／届出事項から省略できるのではないか）。



具体的な便益② 変更申請／届出の省略

- 現状は、登記と重複する項目についても、制度毎に変更申請／届出がなされている。
- 各制度と商業登記由来のマスターデータが連携することにより、登記の変更さえすれば、重複する項目については各制度における変更申請／届出を不要とすることができるのではないか。



制度的対応の方向性

● 実現に向けては、

- ① 各省庁が参照する**マスターデータを項目単位**（名称、所在地、代表者等）で**特定した上で**
- ② マスターデータを参照する行政機関側が、必要に応じて**参照できるよう（申請者が申請／届出を行う必要が無いよう）制度改正を行い**
- ③ マスターデータの提供側の責務と役割を規定し、データの整備と提供を進めた上で

費用対効果等を踏まえ、各省庁のシステム更改や業務見直し等のタイミングに応じて、各制度における申請／審査負担の軽減等を進めていくことが必要

● 本日は、

- ①、②について、議論いただきたい

① 具体的な項目の特定

- 各省庁における制度的**共通項目**を踏まえると、「商号」「本店（本店の所在地）」「資本金の額」「役員に関する事項（代表者）」「役員に関する事項（役員）」等の**商業登記由来の情報**の共有から始めるべきなのではないか。
- なお、連絡先情報については、データ項目としては同一であるものの、制度や事業者の規模に応じて、担当部署や担当者等の記載内容が異なる場合があり、登記情報の共有とは性質が異なる。

	項目	税		社会保険	営業許可		支援制度		給付／支援金		統計調査	ログイン 認証
		法人税	地方税	年金	建設業	食品衛生	FIT・FIP 制度	事業再構 築補助金	持続化 給付金	東京都 協力金	事業所母 集団DB	GビズID
法人番号	法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会社法人等番号											
	商号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本店（本店の所在地）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公告する方法											
	会社成立の年月日							○	○			
商業登記	目的	○	○									
	発行可能株式総数											
	発行済株式数・種類											
	資本金の額	○	○		○			○	○	○	○	
	役員に関する事項（代表者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	役員に関する事項（役員）				○	○	○					
その他	電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	株式保有				○			○				

② マスターデータの参照を可能とする制度的対応

- 現行は、各制度において、どのように情報を収集するかについては法令で規定されているところ、各制度の根拠法令において**制度毎に申請者から情報を申請／届出させることを規定**している（申請／届出情報を「正」としている）。
- そのため、各制度が横断的に**参照すべき情報を特定し、申請／届出者から求めることなく当該情報を参照することができるようにするためには、制度改正が必要**。
- 既に、個人分野においては、個人の4情報について個別制度側で情報を求めるのではなく、行政機関側が住民基本台帳に記録された情報を参照する方式（届出省略）を実現している例は存在し、個別法令においては、**申請／届出者の申請／届出義務を免除する法令の手当がされている**。他方、**制度毎に個別に法令改正することは非現実的**。
- 添付省略の取組（申請者の手続自体は必要）ではあるが、既に「**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）**」において、**個別法令の規定によらない一括での添付義務の免除の条文が存在する**。まずは当該条文を参考に、**マスターデータとして特定された項目に係る申請／届出義務を一括して免除する規定を整備する事ができないか**。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該**申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず**、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、**直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない**。

<追加規定内容イメージ>

事業者は、個別の法令の規定にかかわらず、ベース・レジストリとして整備されたデータ項目について、行政機関等がシステム間連携により参照することが可能な場合は、当該項目に関する申請・届出や変更申請・変更届出を行うことを要しない。

本日議論いただきたいポイント

【目指すべき姿】

- 商業登記由来の情報を制度・組織間で共有することによる申請事項の簡素化や手続省略を実現する可能性について

【具体的な項目、留意事項】

- 法人基本情報の共有について、まずは商業登記等の制度的な担保が存在する項目から整備と利活用を進めることについて
- 情報共有にあたって、留意すべき事項について

【制度的対応の方向性】

- 共有を行うための制度的措置（「できる規定」の創設）について

個人分野における届出義務の免除の規定の例

- 個人分野においては、個別制度における変更届出義務の免除を措置している。具体的には、行政機関が住民基本台帳情報を参照することで、制度対象者に関する氏名・住所に関する変更届出を不要としている。

国民年金法（昭和34年法律第141号）

（届出）

第十二条（略）

2～4（略）

5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに**氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。**

6～9（略）

国民年金施行規則（昭和35年厚生省令第12号）

（氏名変更の届出）

第七条（略）

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（**厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。**）の氏名の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日並びに生年月日

二 住所

三～五（略）

3（略）

（住所変更の届出）

第八条（略）

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（**厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。**）の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日

三～五（略）

個人分野における情報提供の規定の例

- 個人分野においては、地方公共団体情報システム機構は、住民基本台帳情報について、法令に基づき情報提供するものとされている。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～七十六（略）	（略）
七十七 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第百十九条の三の設立の認可又は同法第百三十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八～百二十三（略）	（略）

法人情報に係る申請／届出義務の規定の例

- 各制度単位で、法人基本情報について、申請・届出義務を課している。

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）

第六十七条 法第五十五条第一項の規定による**営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書その施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。**ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、第五号に掲げる事項に変更がない場合において、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

- 申請者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称（ふりがなを付す。）、所在地及び代表者の氏名（ふりがなを付す。））
- 二～八 （略）

第七十一条 **許可営業者又は届出営業者は、第六十七条第一号から第六号まで（第二号にあつては自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限り、第三号にあつては営業の種類を除く。）、第六十八条第一項第一号（生年月日を除く。）、第六十九条第一項第一号、第七十条第一項第一号又は前条第一号から第四号まで（第二号にあつては、自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限る。）に掲げる事項に変更があつたときは、その施設の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに届け出なければならない。**

建設業法（昭和24年法律第100号）

（許可の申請）

第五条 **一般建設業の許可**（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）**を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。**

- 商号又は名称
- 営業所の名称及び所在地
- 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。第二十四条の六第一項において同じ。）及び役員等（略）の氏名
- 四～七 （略）

（変更等の届出）

第十一条 **許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。**

- 二～五 （略）